

# 犬・猫の 新しい飼い主さんを 募集しています！



知っていますか？

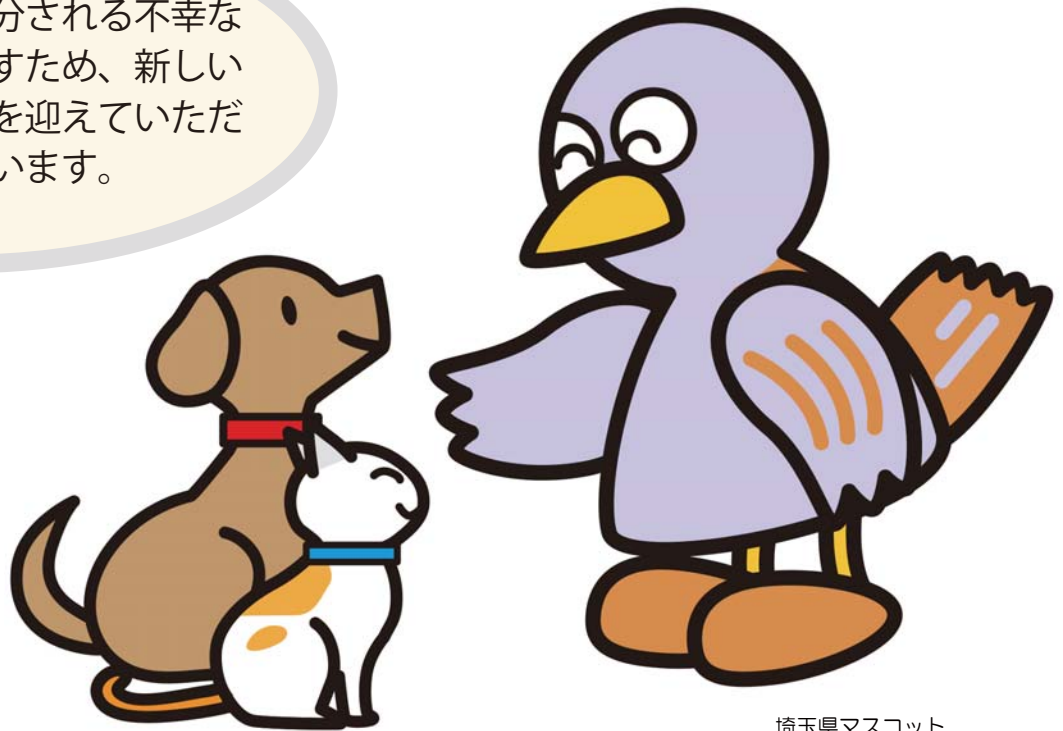
日本では年間約3万2千頭<sup>\*</sup>もの犬・猫が殺処分されています。

犬や猫を飼いたいと思った時に、どうか思い出してください。

あなたが差し伸べる手で救える命があることを……

<sup>\*</sup> 令和元年度のデータ  
(埼玉県は犬86頭、猫536匹)

埼玉県では、殺処分される不幸な犬・猫の数を減らすため、新しい家族として犬・猫を迎えていただける方を募集しています。



埼玉県マスコット  
「コバトン」

広がっています

命を救う新しい出会い

ご連絡をお待ちしています

知り合いの方にもお知らせください

埼玉県動物指導センター

TEL 048-536-2465

埼玉県動物指導センター南支所

TEL 048-855-0484



動物指導センター  
ホームページ

## 譲渡条件（譲渡前に誓約書・確認書等を提出していただきます）

1. 譲渡する動物が一生を終えるまで、愛情と責任を持って飼うことができること。
2. 食事・散歩・そうじなどの世話が毎日できること。
3. 新しい動物を飼うことに家族全員が賛成していること。
4. 家族に動物アレルギーの方がいないこと。
5. 譲渡後、避妊又は去勢手術を受けさせること。
6. 動物を飼っても良い住宅であること。
  - ※1 飼育場所は、原則として自己所有か、飼育可能な賃貸契約等が結ばれていること。（賃貸住宅や集合住宅の場合、契約上、動物を飼うことができない場合があります）
  - ※2 飼育場所が自己所有以外の場合、飼育許諾の確認書が契約書等の写しを提出していただきます。
7. (犬) 譲渡後、速やかに畜犬登録するとともに、年1回、狂犬病予防注射を受けさせること。
8. (犬) 習性に応じた「しつけ」などができること。
9. (犬) 屋外で飼う場合は、つないで飼うこと。
10. (犬) 屋内で飼う場合は、玄関や窓から飛び出さないよう配慮すること。
11. (猫) 室内で飼うこと
12. 動物指導センターの譲渡講習会を受けること。

## A 子犬・子猫の譲渡 ※ 子犬譲渡をご希望の方で「成犬の受入れも検討可」の場合は、Bの「登録団体からの譲渡」もぜひご確認ください。

- ① (犬) 上記の「譲渡の条件」を確認の上、電話でお申し込みください。  
※ 「専用ハガキ」は各保護団体からダウンロードして印刷できます。  
**子犬の譲渡は中止しています（埼玉県内では、近年子犬が保健所で収容されることがほとんどなくなったため）**
- (猫) 上記の「譲渡の条件」を確認の上、電話でお申し込みください。
- ② 後ほど、譲渡講習会についてご案内の電話を差し上げます。
- ③ (子犬)・子猫の準備が整い次第、再度、来所していただきます。
  - ※1 譲渡は無料ですが、譲渡後に登録や狂犬病予防注射（犬）、不妊・去勢手術（犬・猫）などの費用がかかります。
  - ※2 譲渡申請を行う方が概ね60歳代以上の場合、申請者が飼育困難になった場合に飼育を引き継げる方の「飼育同意書」等を提出していただくことがあります。

## B 登録団体からの譲渡

※ 「埼玉県動物指導センターの登録団体」は、動物指導センターの収容動物を引き取り、新しい飼い主に譲渡する活動を行っているボランティア団体等です。

- ① 動物指導センターのホームページに掲載している登録団体のホームページを確認します。
  - ※ <http://www.pref.saitama.lg.jp/b0716/doubutu-link-jyoutoninnteidanntai.html>  
又は、Googleなどの検索サイトで「埼玉県 登録譲渡団体」を検索する。
- ② 各団体のホームページの掲載情報のうち、譲渡を受けたい犬・猫が掲載されている場合は、ホームページ中の問合せ欄等を使って、団体側と連絡を取ってください。
  - ※1 多くの動物保護団体は、個人的なボランティアで行っているため、電話番号を公表していない場合がほとんどです。各団体のホームページ上の「問い合わせ欄」等で連絡を取ってください。
  - ※2 団体ごとに、「動物の画像、性格・特徴などの掲載」「団体側で飼い主希望の方の審査を行うシステム」や「譲渡までのワクチン代や避妊手術等の必要経費の負担を求めるシステム」、さらに「ホームステイのように一時的に預かることができ、動物の性格や健康状態を確認してから、引き取るかどうかを決めることができるシステム（トライアル）」、など、各々の団体が独自にさまざまな方法や条件を設定しています。各団体のホームページの内容を良く確認のうえご確認ください。

## C センター飼育犬・猫の譲渡

- ① 当センターホームページの「犬・猫の譲渡制度について」を確認の上、電話でお問い合わせください。
  - ※ <http://www.pref.saitama.lg.jp/b0716/seikenjouto-n.html> 又は、Googleなどの検索サイトで「埼玉県 譲渡用動物」を検索する。
- ② 犬の場合は、飼い主希望の方と譲渡用成犬とのマッチングを確認するため、動物指導センターに複数回通っていただきます。（詳しくは電話でお問い合わせください）

## D 「新しい飼い主さがし掲示板」掲載動物の譲渡

※ 「新しい飼い主さがし掲示板」は、さまざまな事情で「飼い続けることができなくなった」という情報を掲載しています。

- ① 当センターホームページの「新しい飼い主さがし掲示板」を確認の上、電話でお問い合わせください。
  - ※ <https://www.pref.saitama.lg.jp/b0716/doubutu-kaikata-kainushisagashikeijiban-1.html>  
又は、Googleなどの検索サイトで「埼玉県 新しい飼い主さがし掲示板」を検索する。
- ② 情報の仲介のみになりますので、掲載者の了解を得たうえで、連絡先等をお知らせします。
- ③ 以後は、相対で譲渡の打合せ等をしていただきます。